

阿賀野市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月1日

阿賀野市長 田 中 清 善

## 阿賀野市規則第27号

### 阿賀野市公印規則の一部を改正する規則

阿賀野市公印規則（平成16年阿賀野市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「所属職員のうちから公印取扱者（以下「取扱者」という。）を置く」を「所属職員のうち課長補佐又は課長補佐以外の職員を公印取扱者（以下「取扱者」という。）に指名する」に改め、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 保管者は、前項による指名をしたときは該当職員に公印取扱者指名通知書（第2号様式）を、取消を行ったときは該当職員に公印取扱者取消通知書（第3号様式）を、それぞれ遅滞なく交付しなければならない。

3 保管者は、第1項による指名をしたときは、公印取扱者指名（・取消）届出書（第4号様式）を、総務課長に提出しなければならない。取消を行う場合においても、同様とする。

第8条第1項中「文書及び当該」を「文書、当該」に改め、「書類」の次に「及び公印使用簿（第5号様式）」を加え、同条第3項中「公印は」の次に「、保管者又は取扱者が押印するものとし」を加える。

第9条第3項中「第2号」を「第6号」に改める。

第10条第2項中「第3号」を「第7号」に改める。

第11条第2項中「第4号」を「第8号」に改める。

第13条中「第5号」を「第9号」に改める。

別表第1を次のように改める。

### 別表第1（第4条、第6条関係）

#### 1 庁印

名称	書体	寸法 (ミリメートル)	ひな 形番 号	個数	用途	保管者
新潟県阿賀野市 之印	てん書	方 30	1	1	市名をもってする 文書用	総務課長

阿賀野市之印	てん書	方 18	2	1	国民健康保険事務用 障害福祉事務用	社会福祉課長
阿賀野市之印	古印	方 7.5	2	4	国民健康保険事務用 障害福祉事務用	社会福祉課長 安田支所長 京ヶ瀬支所長 笹神支所長
新潟県阿賀野市 役所印	てん書	方 30	3	1	市役所名をもって する文書用	総務課長

## 2 職印

名称	書体	寸法 (ミリ メートル)	ひな 形番 号	個数	用途	保管者
新潟県阿賀野市 長印	てん書	方 30	1	1	市長名をもってす る文書用	総務課長
新潟県阿賀野市 長印	てん書	方 18	1	7	市長名をもってす る文書及び諸証明 事務用	総務課長 管財課長 税務課長 市民生活課長 安田支所長 京ヶ瀬支所長 笹神支所長
阿賀野市長印	古印	方 7.5	11	4	住民基本台帳事 務、外国人住民事 務、母子衛生事務、 児童福祉事務及び 障害者事務用	市民生活課長 安田支所長 京ヶ瀬支所長 笹神支所長
認印（阿賀野市 長姓）	かい書	縦 9 横 7	12	1	戸籍事務用	市民生活課長
新潟県阿賀野市 長職務代理人印	てん書	方 18	2	6	市長職務代理人名 をもってする文書 及び諸証明事務用	総務課長 税務課長 市民生活課長

						安田支所長 京ヶ瀬支所長 笹神支所長
新潟県阿賀野市 副市長之印	てん書	方 18	3	1	副市長名をもって する文書及び証明 事務用	総務課長
新潟県阿賀野市 会計管理者之印	てん書	方 18	4	1	会計管理者名をも ってする文書用	会計課長
新潟県阿賀野市 福祉事務所長印	てん書	方 18	5	1	福祉事務所長名を もってする文書用	福祉事務所長
阿賀野市福祉事 務所長之印	古印	方 9	13	4	障害者事務用	福祉事務所長 安田支所長 京ヶ瀬支所長 笹神支所長

第5号様式を第9号様式とし、第2号様式から第4号様式までを4様式ずつ繰り下げ、第1号様式の次に次の4様式を加える。

第2号様式（第7条関係）

公印取扱者指名通知書

年 月 日

様

課長

次の公印の公印取扱者に指名します。

公印の名称	
公印の書体	
公印の寸法	
公印取扱者に指名した日	

第3号様式（第7条関係）

公印取扱者取消通知書

年 月 日

様

課長

次の公印の公印取扱者を取消します。

公印の名称	
公印の書体	
公印の寸法	
公印取扱者を取消した日	

第4号様式（第7条関係）

公印取扱者指名（・取消）届出書

年 月 日

総務課長 様

課長

次のとおり公印取扱者を指名（・取消）したので届出します。

公印の名称	
公印の書体	
公印の寸法	
公印保管者職氏名	
公印取扱者職氏名	
公印取扱者の指名（・取消）をした日	

第5号様式（第8条関係）

公印使用簿

課名

公印名

承認日	年 月 日	承認欄	
文書番号	阿 第 号	保管者	担当者
文書名			
部数	部		
承認日	年 月 日	承認欄	
文書番号	阿 第 号	保管者	担当者
文書名			
部数	部		
承認日	年 月 日	承認欄	
文書番号	阿 第 号	保管者	担当者
文書名			
部数	部		
承認日	年 月 日	承認欄	
文書番号	阿 第 号	保管者	担当者
文書名			
部数	部		
承認日	年 月 日	承認欄	
文書番号	阿 第 号	保管者	担当者
文書名			
部数	部		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。